**地域生活支援拠点の登録について**

障害福祉課にて、高崎市地域生活支援拠点等事業実施要項に基づき、５つの機能を担う事業所の登録を行います。希望する事業所は登録申請書を作成し、障害福祉課に提出をしてください。登録申請には、拠点事業の機能を担う事業所であることを規定した運営規定の写しが必要となります。障害福祉課は登録内容について審査し、登録決定または却下について決定（却下）通知書を事業所に通知します。そのほか、事業所は変更が生じた場合、廃止・休止・再開する場合には、それぞれ必要書類を障害福祉課へ提出してください。

また、障害福祉課が登録を取り消す判断をした場合には、事業所に対して登録取消通知書にて通知します。

事業所

1. 登録申請書（様式第１号）

運営規定の写し

【変更が生じた場合】

登録変更届（様式第３号）

運営規定の写し

②登録決定（却下）通知書

（様式第２号）

【取り消す場合】

登録取消通知書（様式第５号）

【廃止・休止・再開する場合】

廃止（休止）再開届（様式第４号）

高崎市（障害福祉課）

**【登録後の公表】**

登録事業者について、登録事業所の名称、所在地、連絡先、担う拠点事業の機能等をホームページ等より公表する。